

※資料持ち出し不可としています

改定寒川町みどりの基本計画（案）
パブリックコメント実施結果

- 1 募集期間 令和2年10月1日（木）から 11月2日（月）
- 2 資料配布場所 町役場本庁舎、都市計画課窓口、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合図書館、健康管理センター、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、町ホームページ
- 3 意見の提出状況等 意見提出者数 1名
- 4 内訳別意見件数

意見の内容	意見数
その他の意見	1
合計	1

※ 意見の詳細と町の考えについては別紙をご覧ください。

- 5 この「パブリックコメント実施結果」については、次の場所で掲示しています。
町役場本庁舎、都市計画課窓口、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合図書館、健康管理センター、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）、町ホームページでも閲覧することができます。
本パブリックコメントにご協力いただきまして、ありがとうございました。

お問い合わせ先：都市建設部 都市計画課
みどり・国県担当
電話 0467(74)1111 内線 326 FAX 0467(75)9906

別紙 意見の内容と町の考え

その他意見（1 件）

意見内容	
意見	住宅建築確認申請の条件に樹木・緑地設置義務がないのは近隣市町村では寒川町だけです。条例の制定からすべきです。自宅に隣接した道路の清掃（除草、落ち葉）は住宅土地所有者の義務であるとの啓蒙が必要。（ペットの飼い方やゴミの出し方と同じように）
町の考え方等	
	一般的な建築確認申請において樹木・緑地設置義務を設けているのは寒川町だけでなく、近隣市町村でも見当たりません。一定規模以上の開発行為においては、寒川町開発指導要綱に定める公園や緑地が確保されているかについて開発申請時に内容を吟味し、適正にみどりを確保するよう指導しております。この内容については「改定寒川町みどりの基本計画（案）」の 42 頁に記載しております。 また、住宅の樹木や緑地から出た草や落ち葉に関しては、住宅の所有者が清掃することについて情報発信をしていきたいと考えます。 尚、今回頂いた意見内容については、「改定寒川町みどりの基本計画（案）」への追記・修正等を行わないものとさせていただきます。